

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第20号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する
規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2 医師の項中「2, 244, 000円」を「2, 650, 000円」に改める
。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。